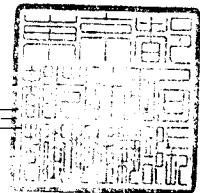


15都市建建第958号
平成15年12月10日

(社) 東京都中小建設業協会
会長..吉田 健三 殿

東京都都市計画局市街地建築部長
野本 孝



下請契約における代金支払の適正化等について（依頼）

日頃より、都の建設行政の推進につきまして、ご理解とご協力をいただき有り難うございます。

さて、標記につきまして、国土交通省総合政策局建設業課長から別添のとおり通知がありました。

従来から下請契約における注文者に対する代金支払の適正化等につきまして指導方お願いしているところであります。資金需要の増大が予想される冬季を控え、厳しい経営環境の中で、とりわけ元請下請取引の適正化が従来にも増して強く求められており、同通知及び下記事項に十分留意し、下請契約における請負代金の設定・支払の適正化に努められるよう、貴傘下建設業者に対する指導をお願いいたします。

記

- 1 下請契約は、建設工事標準契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書により行うこと。また、下請代金の設定・変更は、見積書の提出、双方の協議等の適正な手順により行い無用なトラブルの発生を防ぐこと。
- 2 下請契約における前払金及び代金の支払いの期間・方法・手段については、建設業法の規定及び別添の建設業課長の通知に基づいて行い、下請契約における発注者の資金繰りに支障をきたさないようにすること。
- 3 下請契約における注文者は、発注者の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、工事請負代金、賃金の不払等を起こさないように十分配慮すること。
そのために、下請契約の締結に当たっては、一括下請負はもとより、不必要的重層下請契約を行わないこと。また、下請人の選定については、施工能力等を熟慮しながら、優良な者を選定すること。
- 4 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設事業者は、下請契約における関係者保護に特に配慮し、下請関係において工事請負代金、賃金の不払等が生じた場合は、元請業者の責任から、その解決に努めること。

(担当) 建設業課建設業指導係 電話 03-5388-3358